

## ASBJ、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2020年9月29日、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「本実務対応報告」という）を公表した。

2021年12月末をもってロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっている。LIBORを参照する取引は広範に行われているため金利指標改革により多くの取引に影響が生じる可能性があるが、特にヘッジ会計の適用については、現行の金融商品会計基準等の定めに従うと、金利指標改革の影響のみに起因して、その適用を中止又は終了し、損益を認識することになるという懸念が多く聞かれた。そこで、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにするために、本実務対応報告が公表された。



### ポイント

#### 【概要】

- 金利指標置換の前後で経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更や契約の切替を適用範囲とし、金利指標の置換前、置換時、置換後に分けて、ヘッジ会計の継続が可能となるような特例的な取扱いを定めている。
- 金利指標置換前には、主に以下のような特例的な取扱いが認められる。
  - 繰延ヘッジの有効性評価の事後テストに関して、有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合でもヘッジ会計の適用を継続できる。
  - 金利スワップの特例処理や振当処理が認められるための一定の条件を満たしているかどうかの判断にあたり、既存の金利指標から変更されないとみなすことができる。
- 金利指標置換後も、金利指標置換前の取扱いを適用し、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理、振当処理及び包括ヘッジを、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで継続できる。

#### 【適用時期等】

- 公表日以後適用できる。
- ヘッジ関係ごとに特例的な取扱いを選択できる。

# 1. 本実務対応報告の内容

## (1) 適用範囲

公表が停止される見通しであるLIBORを参照する金融商品のうち、次のものを適用範囲とする。

- ① 金利指標改革に起因して参照する金利指標をLIBORから置き換える場合で、かつその契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した契約条件の変更のみが行われる金融商品
- ② ①の契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品

なお、契約の切替とは、「既存の契約をその満了前に中途解約し、直ちに新たな契約を締結すること」と定義されている。

金利指標改革に起因するLIBORの置換とは直接関係のない変更は特例的な取扱いの対象ではなく、また、LIBORの置換に加えて、想定元本の変更、満期日の変更、信用リスクのスプレッドの変更、取引相手の変更などを含む契約条件の変更または契約の切替は、経済効果が概ね同等となることを意図した契約変更ではないとして特例的な取扱いの対象外とする。ただし、「取引相手の変更」について、店頭デリバティブ取引の取引相手を中央清算機関に変更する場合には、上記①に該当すると判断される場合もあり得る旨が、最終基準において補足されている。

## (2) 金利指標置換前、置換時、置換後の定義

金利指標改革により、デリバティブ契約や貸付金・借入金・債券の参照金利がLIBORから別の金利指標に置き換えられることになるが、既存契約の金利指標の置換えについては、置換プロセスは契約により異なり、結果として、置き換えらえる金利指標が異なることや、同じ金利指標に置換えられる場合でもそれぞれタイミングが異なることが想定されうる。本実務対応報告が定義する金利指標置換前、置換時、置換後の定義は図1のとおりである。

図1 金利指標置換前、置換時、置換後の定義と例示

	本実務対応報告上の定義	考えられる例示
金利指標置換前	金利指標置換時よりも前の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ヘッジ対象・ヘッジ手段のいずれもまだ変更されていない場合</li> <li>✓ ヘッジ手段のデリバティブのみが変更された場合</li> <li>✓ ヘッジ対象の金融商品のみが変更された場合</li> </ul>
金利指標置換時	ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ヘッジ対象とヘッジ手段が同時に変更された時点</li> <li>✓ ヘッジ手段の変更後、ヘッジ対象も変更された時点</li> <li>✓ ヘッジ対象の変更後、ヘッジ手段も変更された時点</li> </ul>
金利指標置換後	金利指標置換時よりも後の期間	

なお、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金融商品のうちいずれか一方のみがLIBORを参照している場合は、その一方において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点「金利指標置換時」とする旨が、最終基準において追記されている。

**(3) ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）**

本実務対応報告は、適用対象のヘッジ関係については、図表2のような特例的な取扱いを認めている。なお、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更してもヘッジ会計の適用を継続できる。

また、ヘッジ手段が消滅している場合など金利指標改革とは無関係に既にヘッジ会計が中止される場合の繰延ヘッジ損益について、その後契約の切替によってヘッジ対象の金利指標が置換された場合、当該繰延ヘッジ損益はいつまで繰り延べるべきか公開草案では明確でなかった。この点、最終基準では、本実務対応報告の適用が終了する2023年3月31日以降も、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べることができる旨が明確化されている。

図2 繰延ヘッジの特例的な取扱い

金利指標置換前		
ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準	ヘッジ対象である予定取引が実行されるかどうかを判断するにあたって、ヘッジ対象の金利指標が、金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなすことができる。	
有効性評価事前テスト	ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとの仮定を置いて実施することができる。	
有効性評価事後テスト	事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジの有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計の適用を継続することができる。	
金利指標置換時		
ヘッジ文書の変更	金利指標置換時において、当初のヘッジ会計開始時にヘッジ文書で記載したヘッジ取引日、識別したヘッジ対象、選択したヘッジ手段等を変更しても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。	
金利指標置換後		
有効性評価事後テスト	<p>① 金利置換時以後、ヘッジ有効性評価の事後テストに関する金利指標置換前の取扱いを適用し、<u>2023年3月31日以前に終了する事業年度までヘッジの有効性が認められない場合でもヘッジ会計を継続することができる。</u></p> <p>② 2023年4月以降に事後テストを実施する際、原則としてヘッジ開始時を起点として、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する。ただし、継続適用を条件に、金利指標置換時を起点として累積変動を比較することも選択できる。</p>	左記①の事後テストの免除規定を適用せず、(原則的な)事後テストを実施する場合には、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較するに当たって、継続適用を条件に、金利指標置換時を起点とすることができる。

#### (4) 時価ヘッジ

時価ヘッジを適用しているもしくは適用するヘッジ関係について、繰延ヘッジの項目で示した図2と同様の取扱いを認めている。

#### (5) 金利スワップの特例処理

金利スワップの特例処理を適用しているもしくは適用するヘッジ関係について、以下のような特例的な取扱いを認めている。なお、再度金利指標を置き換えたとしても特例処理の適用を継続できる。

図3 金利スワップの特例処理の特例的な取扱い

金利指標置換前	
特例処理の要件	<p>金利スワップの特例処理が認められるための6つの条件（金融商品実務指針第178項参照）のうち、以下の3つの条件を満たしているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ヘッジ対象と金利スワップの金利指標がほぼ一致していること（金融商品実務指針第178項③参照）。</li> <li>● ヘッジ対象と金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がほぼ一致していること（金融商品実務指針第178項④参照）。</li> <li>● 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（金融商品実務指針第178項⑤参照）。</li> </ul>
金利指標置換後	
特例処理の要件	<p>金利スワップの特例処理に関する金利指標置換前の取扱いを適用し、<u>2023年3月31日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理の適用を継続することができる。</u></p>

#### (6) 振当処理

振当処理を適用しているもしくは適用するヘッジ関係について、以下のような特例的な取扱いを認めている。なお、再度金利指標を置き換えたとしても振当処理の適用を継続できる。

図4 振当処理の特例的な取扱い

金利指標置換前	
振当処理の要件	<p>振当処理が認められるための条件である円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなすことができる。</p>
金利指標置換後	
振当処理の要件	<p>振当処理に関する金利指標置換前の取扱いを適用し、<u>2023年3月31日以前に終了する事業年度まで振当処理の適用を継続することができる。</u></p>

## (7) 包括ヘッジの要件の緩和

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用する場合、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで包括ヘッジを適用できる。金利指標の置換が個々の契約ごとに行われる場合、ヘッジ対象グループとして指定したポートフォリオに置換前と置換後の商品が混在する事態が想定されるための対応である。

公開草案時点では、上記の取扱いがいつまで認められるのか明確でなかったところ、最終基準では、他の項目と同様に2023年3月31日以前に終了する事業年度まで認められる旨が明示されている。また、他の項目と同様、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更しても包括ヘッジの適用を継続できる。

## (8) 注記事項

報告日時点において本実務対応報告を適用することを選択した企業は、以下の事項を注記することが求められている。

- 本実務対応報告の取扱いを適用しているヘッジ関係の内容（ヘッジ会計の方法並びに金利スワップの特例処理及び振当処理を採用している場合にはその旨、ヘッジ手段である金融商品の種類、ヘッジ対象である金融商品の種類、ヘッジ取引の種類）
- 一部のヘッジ関係にのみ特例的な取扱いを適用する場合には、その理由

なお、「ヘッジ関係の内容」を開示するに当たって、定量的な開示は求められない。また、「ヘッジ会計の方法」とは「繰延ヘッジか時価ヘッジ」のことであり、「ヘッジ取引の種類」とは「相場変動を相殺するものか、キャッシュ・フローを固定するもの」のことをいう。

上記の注記は、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで行うものとする。

## II. 適用時期等

### 【適用時期】

本実務対応報告は、公表日以後適用できる。

ただし、本実務対応報告公表日（2020年9月29日）より前にヘッジ会計の中止又は終了が行われたヘッジ関係については、上記「(3)ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）」において記載した「ヘッジ手段が消滅している場合など金利指標改革とは無関係に既にヘッジ会計が中止されている場合の繰延ヘッジ損益」の取扱いを除き、本実務対応報告は適用できない。

### 【適用の選択】

本実務対応報告の取扱いは、ヘッジ関係ごとに適用を選択できる。

### 【金利指標置換後の取扱いについて】

本実務対応報告公表時には、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、本実務対応報告の公表から約1年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定とされている。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.